

真岡市電子入札運用基準

この運用基準は、真岡市財務規則（昭和42年規則第10号）及び真岡市電子入札実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、電子入札に係る入札手続を適切かつ円滑に運用するため、必要な基準を定めるものとする。

1 電子入札実施の基本方針

電子入札で行う旨を指定した案件は、電子入札システムで処理することとし、原則として書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）は認めないものとする。ただし、特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 紙入札の承諾基準

（1）当初から紙入札での参加を認める基準

市長は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から、実施要領第8条第2項に規定する紙入札方式参加承諾願（以下「承諾願」という。）が提出されたときは、次のいずれかの事由に該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとする。

①電子入札システムは既に導入済であるが、ICカードが失効（ICカードの有効期限が到来するため等）、閉塞（暗証番号の誤入力によりその使用が停止された場合等）又は破損等のやむを得ない事由により使用できない場合

②電子入札システムは既に導入済であるが、システム障害又は通信障害等により参加できない場合

③ I Cカードの名義人等、電子証明書記載事項の変更により I Cカードの再取得申請を行っているが、再発行が電子入札の手続きに間に合わない場合

④ 電子入札システム導入の準備を行っているが、間に合わない場合

(2) 電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札手続の開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められ、承諾願が提出されたときは、次のいずれかの事由に該当する場合に限り、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。この場合、入札書の受付締結日時までに紙入札への変更手続の完了が見込めるほか、全体の入札手続に影響がないと認められる場合に限るものとする。

① システム障害又は通信障害等により締切に間に合わない場合

② I Cカードが失効、閉塞又は破損等のやむを得ない事由により使用できない場合

③ その他明らかに電子入札によることが困難であると認められる場合

(3) 紙入札への変更を認めた場合の取扱い

前2号の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）として電子入札システムに登録するものとし、当該紙入札者に対し、紙入札への変更後においては電子入札システムによる処理を行わないよう指示するものとする。ただし、既に処理済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の手続きを要しないものとする。

(4) 紙入札者の入札者等取扱い

①紙入札者の書類等の提出期限は、真岡市総務課への到着日時をもって判断し、電子入札システムによる当該書類の提出期限と同一とするものとする。

②紙入札者の書類等の提出方法は、真岡市総務課への持参又は郵送による提出とし、郵送により提出するときは、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかによるものとする。

③紙入札者は、入札書及び積算内訳書を提出するときは、長型3号で中身が透けて見えない封筒に入れて封かんし、封筒には次の事項を記載するものとする。

- ・表面に記載する事項

開札年月日、工事（委託、物品）名、工事（委託、納品）場所、
入札書在中

- ・裏面に記載する事項

紙入札者の住所、商号又は名称、代表者の氏名

④紙入札者は、くじ引きとなった場合のため、あらかじめ電子入札システムに内蔵された電子くじ用の3桁の任意の数値を入札書に記載するものとする。なお、電子くじ用の数値の記載がない場合は、入札書記載金額の上3桁の数字を電子くじ用の数値とみなすものとする。

3 利用者登録及びICカード

(1) 利用者登録

①市長は、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者に対して、実施要領第3条の規定による利用者登録に必要な

となる業者番号を交付するものとする。

②市長は、入札参加資格者が、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の両方で電子入札に参加するときは、それぞれに対し業者番号を交付するものとする。

(2) ICカード

①電子入札を利用できるICカードは、入札参加資格者名簿に記載されている代表者又は受任者（代表者から入札、契約締結等に関する権限を委任された者。以下に同じ。）に係る実施要領第2条第3号に規定する特定認証業務を行う者が発行したもので、開札日時において有効なものとする。

②特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）におけるICカードは、特定JVの代表構成員の代表者又は受任者のICカードとする。

4 案件登録

(1) 各受付期間等の設定

①入札書受付開始予定日時は、指名通知日（一般競争入札においては入札参加申請書受付期限）の翌日の（真岡市の休日を定める条例（平成元年条例第2号）に定める市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）午前9時を標準とする。

②入札書受付締切予定日時は、開札予定日時の前日午後4時を標準とする。ただし、入札書受付締切予定日時が「真岡市の休日を定める条例」で定める市の休日に当たる場合、直前の平日を期日とする。

③積算内訳書の開封予定日は、事前準備に要する時間等を勘案して、時間設定するものとする。

④その他の期間等日時の設定に当たっては、従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

(2) 指名通知日又は入札公告日以降の案件の修正

指名通知日又は入札公告日以降において、案件登録情報に錯誤が認められた場合には、以下の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

①錯誤案件に対して入札書等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。

(修正例：受付開始時刻 13:00 同締切時刻 13:01)

②件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。

(修正例：「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」)

③新規の案件として改めて登録する。

④既に入札書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡のとれる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して入札書等を返信するように依頼する。

(3) 紙入札への移行時の処理

特段の事情により当該案件を電子入札から紙入札へ移行するに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追記変更し、以降当該案件にかかる電子入札システム処理を行わないものとする。

5 入札

(1) 添付書類の取扱い

①一般競争入札における入札参加申請書及び入札書に添付する積算

内訳書（以下「添付書類」という。）は、市ホームページからダウンロードしたファイルのみを使用するものとする。

②添付書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次に掲げるいずれかとする。なお、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は利用しないものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2013以降
2	Adobe Acrobat	PDFファイル

③入札参加者から提出された添付書類にウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、必要に応じて持参又は郵便により改めて提出するよう指示するものとする。

（２）質問及び回答

電子入札の公告の内容に関する質問については、発注担当課に対して、書面を持参、FAX又は電子メールにより行うものとする。当該質問に対する回答は、発注担当課から書面により行う。

6 開札

（１）確認申請書等の提出

市長は、事後審査型条件付き一般競争入札において落札候補者が決定したときは、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書等を持参により提出させるものとする。

（２）開札を中止とする場合の取扱い

開札を中止する場合は、電子入札システム又はその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨の通知

を行うとともに、既に提出された入札書については開封しないものとする。

(3) 入札参加者側の障害による開札時間等の変更

①入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申出があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

②すぐに復旧できないと判断され、かつ、次のいずれかに該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うことができるものとする。（なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については、2（2）参照。）

ア 天災

イ 広域・地域的停電

ウ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

エ その他時間延長が妥当であると認められる場合

（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

(4) 発注者側の障害による開札時間等の変更

発注書側に障害が発生した場合は、電子入札システムのシステム管理者と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切日時及び開札予定日時の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に移行するものとする。

7 ICカード不正使用等への対応

入札参加者がICカードを3に掲げる事項に違反して使用した場合

又は次に掲げる不正使用等をした場合は、当該入札参加者の指名の取消し又は入札の無効等により、当該入札への参加を認めないことができる。

なお、落札後に不正使用等が判明した場合は、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合は、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するかどうかを判断するものとする。

(1) 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

(2) 代表者又は受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

(3) 同一案件に対して、同一業者が故意に複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

(4) その他、明らかにＩＣカードを不正使用したものと認められる場合

8 運用時間

(1) 電子入札システムの運用時間

電子入札システムの運用時間は、次の時間帯とする。（市の休日を除く。）

区分	運用時間
発注者	午前 8 時 30 分～午後 9 時
入札参加者	午前 8 時 30 分～午後 8 時

(2) ヘルプデスクの運用時間

電子入札ヘルプデスクの運用時間は、市の休日を除く午前 9 時か

ら午後 5 時 3 0 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

附 則

この運用基準は、令和 3 年 2 年 1 日から適用する。